

## 処 分 基 準

令和3年3月1日作成

法 令 名	: 古物営業法
根 拠 条 項	: 第6条第1項及び第2項
処 分 の 概 要	: 古物営業の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 古物営業法第4条（許可の基準）
処 分 基 準	<p>古物営業法第6条第1項各号又は第2項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考	: